

新型コロナウイルス感染症対策のための宇都宮大学の対応方針

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、宇都宮大学の対応方針を定めました。学生・教職員は、自ら感染しない、他人に感染させないために、ステージに合わせた行動を取ってください。自分や周囲の大切な方を守るためにも、厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」のダウンロードをお願いします。

令和2年 4月 9日 制定
 令和2年 4月 15日 一部改正
 令和2年 4月 17日 一部改正
 令和2年 5月 22日 一部改正
 令和2年 6月 22日 一部改正
 令和2年 9月 7日 一部改正
 令和2年 11月 9日 一部改正
 令和3年 1月 7日 一部改正
 令和3年 1月 13日 一部改正

現在はステージ3（1月13日～）

ステージ	状況	対応	授業 (講義・演習・実験・実習)	学生の入構及び施設利用	学生の課外活動	研究室での活動 (ゼミ・卒論・実験等を含む)	出張	海外渡航	学内会議	附属学校園	事務体制	一般の方
ステージ 0	平常時	なし										
ステージ 1	国内での感染がほぼ収束した状態	一部制限	・感染の予防・拡大の防止に最大限の配慮をして対面により実施 ・オンラインも積極的に活用	感染の予防・拡大の防止に最大限の配慮することを条件に、入構、図書館及び/commons等の施設利用を許可	感染の予防・拡大の防止に最大限の配慮することを条件に、一部の課外活動を許可	感染の予防・拡大の防止に最大限の配慮	国から緊急事態宣言を受けた地域への出張は自粛		・感染の予防・拡大防止に最大限の配慮をして、対面による会議を実施 ・オンラインも積極的に活用	感染の予防・拡大防止に最大限の配慮（通常登校）	感染の予防・拡大防止に最大限の配慮をして、通常どおり勤務	・不要不急の入構の自粛要請 ・公開講座、教員免許状更新講習、宇大未来塾、高大連携事業、UUカレッジ等は、感染の予防・拡大の防止に最大限の配慮をして実施 ・施設利用は、感染の予防・拡大の防止に最大限の配慮を求め、一部を許可
ステージ 2	A 学生・教職員に感染者が発生していない状態（または、感染者が発生しているが感染拡大の恐れがない状態）	制限・小	・授業（講義・演習・実験・実習等）は、対面及びオンライン授業	・入構は一部制限 ・図書館及び/commons等の施設利用は、条件を付して許可 ・感染の予防・拡大の防止への最大限の配慮を条件に、短時間の必要な作業を認める ★国から緊急事態宣言を受けた地域から通学する学生にあっては、「ステージ3」と同じ扱いとする。	・条件を付して一部許可 ・対面による5人以上での会食、飲み会等は禁止	・感染状況に応じて、感染拡大の恐れのある建物への立ち入りを禁止 ・換気の励行、マスクの着用、手洗いの励行、距離（最低1m）を取っての対話、短時間での作業など感染防止に最大限の配慮 ・ただし、学生への参加強制は禁止 ・ゼミ等のオンライン化を推進	・国から緊急事態宣言を受けた地域への出張は自粛	原則、外務省の感染症危険レベルに準ずる	原則オンライン会議	感染の予防・拡大防止に最大限の配慮（通常登校又は登校制限）	3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避を徹底して執務	・一般市民は入構禁止。ただし早朝から午前7時30分までの散歩などは許可 ・保育園保護者は送迎のみ、業者等は納品のみ入構を許可 ・公開講座、教員免許状更新講習、宇大未来塾、高大連携事業、UUカレッジ等は対面によるものを原則中止 ・施設利用は原則禁止（公的な試験等に関し、条件を付して許可）
	B 学生・教職員に感染者が発生し、学内に感染拡大の恐れがある状態			・入構は一部制限 ・図書館及び/commons等の施設利用は一部制限 ・感染の予防・拡大の防止への最大限の配慮を条件に、短時間の必要な作業を認める ★国から緊急事態宣言を受けた地域から通学する学生にあっては、「ステージ3」と同じ扱いとする。	・原則禁止（オンライン上の活動は可） ・対面による5人以上での会食、飲み会等は禁止	・国から緊急事態宣言を受けた地域から通学する学生にあっては、「ステージ3」と同じ扱いとする。	・国から緊急事態宣言を受けた地域への出張は自粛 ★国内出張は、基本的な感染防止策を徹底したうえで可とする。					・一般市民は入構禁止 ・保育園保護者は送迎のみ、業者等は納品のみ入構を許可 ・公開講座、教員免許状更新講習、宇大未来塾、高大連携事業、UUカレッジ等は対面によるものを中止 ・施設利用は禁止
ステージ 3	国又は県から行動規制（緊急事態宣言等）を要請されている状態又は学生・教職員の感染者が増加するなど、学内での感染拡大のリスクが高まっている状態	制限・中	原則としてオンライン授業	・図書館及び/commons等の施設利用は禁止 ・部局長の許可を得た場合のみ入構可 ★各キャンパス、農場、演習林でクラスターが発生した場合、発生状況によっては、当該キャンパス等を「ステージ4」と同じ扱いとする。 ※1	・禁止（オンライン上の活動は可） ・対面による大人数での会食、飲み会等は禁止	・中止により多大な損失が生じる進行中の実験について、最小限の関係者に短時間の立ち入りを許可 ・新たな実験の開始は不可 ・教員の研究室での業務は最小限にとどめること ・ゼミ等は原則オンラインで実施 ★各キャンパス、農場、演習林でクラスターが発生した場合、発生状況によっては、当該キャンパス等を「ステージ4」と同じ扱いとする。 ※2	国から緊急事態宣言を受けた地域への出張は禁止	原則、外務省の感染症危険レベルに準ずる	原則オンライン会議	原則、宇都宮市教育委員会からの指示に準ずる	・3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避を徹底して執務 ・事務機能維持のための最小限の人員配置	・一般市民は入構禁止 ・保育園保護者は送迎のみ、業者等は納品のみ入構を許可 ・公開講座、教員免許状更新講習、宇大未来塾、高大連携事業、UUカレッジ等は対面によるものを中止 ・施設利用は禁止
ステージ 4	国又は県から大学に対し行動規制（緊急事態宣言等）を要請されている状態又は学生・教職員の感染者が増加するなど、学内での感染拡大のリスクが高まっている深刻な状態（大規模な学内クラスターを想定）	制限・大	オンライン授業	入構禁止	・禁止（オンライン上の活動は可） ・対面による大人数での会食、飲み会等は禁止	・宇都宮大学における研究活動は停止 ・ただし、部局長の許可を得て、生物の世話、サーバーの維持管理、冷凍保存装置の液体窒素補充等といった最低限の施設・設備の維持管理のための一時立ち入りのみ可 ・教員の研究室での業務は原則禁止 ・ゼミ等はオンラインで実施	禁止	原則、外務省の感染症危険レベルに準ずる	オンライン会議	原則、宇都宮市教育委員会からの指示に準ずる	・3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避を徹底して執務 ・最低限の事務機能を維持するための人員配置	・正門以外の通行は禁止 ・一般市民は入構禁止 保育園保護者は送迎のみ、業者等は納品のみ入構を許可 ・公開講座、教員免許状更新講習、宇大未来塾、高大連携事業、UUカレッジ等は対面によるものを中止 ・施設利用は禁止
ステージ 5	国又は県から休校を要請されている状態又は学生・教職員の深刻な感染拡大が生じるなど学内での感染拡大のリスクが極めて高い状態。	活動の停止	オンライン授業	入構禁止	・禁止（オンライン上の活動は可） ・対面による大人数での会食、飲み会等は禁止	・宇都宮大学における研究活動は停止 ・ただし、部局長の許可を得て、生物の世話、サーバーの維持管理、冷凍保存装置の液体窒素補充等といった最低限の施設・設備の維持管理のための一時立ち入りのみ可 ・教員の研究室での業務は禁止 ・ゼミ等はオンラインで実施	禁止	原則、外務省の感染症危険レベルに準ずる	オンライン会議	原則、宇都宮市教育委員会からの指示に準ずる	・原則、立入禁止 ・ただし、大学設備等維持のための一時立入可	・入構禁止 ・公開講座、教員免許状更新講習、宇大未来塾、高大連携事業、UUカレッジ等は対面によるものを中止 ・施設利用は禁止

※1 卒業・修了等に係る図書貸出等については、一部許可
 ※2 卒業・修了等に係る研究室での活動については、一部許可

改正履歴			
令和3年1月13日	『ステージ』	変更	「ステージ2 B」から「ステージ3」に変更。（1月13日付け）（栃木県に緊急事態宣言が発出されるに伴うステージの変更）
	『状況』	変更	ステージ3における状況について、「国又は県から行動規制を要請されている状態、学内の感染拡大のリスクが高まっている状態」から「国又は県から行動規制（ <u>緊急事態宣言等</u> ）を要請されている状態又は学生・教職員の感染者が増加するなど、学内での感染拡大のリスクが高まっている状態」に変更。
	『学生の入構及び施設利用』	変更	ステージ4における状況について、「国又は県から行動規制を要請されている状態、学生・教職員の感染者が増加するなど、学内での感染拡大のリスクが高まっている状態（大規模な学内クラスターを想定）」から「国又は県から <u>大学に対し行動規制（緊急事態宣言等）</u> を要請されている状態又は学生・教職員の感染者が増加するなど、学内での感染拡大のリスクが高まっている <u>深刻な状態</u> （大規模な学内クラスターを想定）」に変更。
		追記	ステージ3における学生の入構及び施設利用について、「★各キャンパス、農場、演習林でクラスターが発生した場合、発生状況によっては、当該キャンパス等を「ステージ4」と同じ扱いとする。」と追記。
		追記	ステージ3における学生の入構及び施設利用について、※1「卒業・修了等に係る図書貸出等については、一部許可」と追記。
	『学生の課外活動』	変更	ステージ2 A及び2 Bにおける学生の課外活動について「対面による大人数での会食、飲み会等は禁止」から「対面による5人以上での会食、飲み会等は禁止」に変更。
		変更	ステージ3～5における学生の課外活動について「対面による大人数での会食、飲み会等は禁止」から「対面による会食、飲み会等は禁止」に変更。
	『研究室での活動』	変更	ステージ3における研究室での活動について、「ゼミ等はオンラインで実施」から「ゼミ等は原則オンラインで実施」に変更。
		追記	ステージ3における研究室での活動について、「各キャンパス、農場、演習林でクラスターが発生した場合、発生状況によっては、当該キャンパス等を「ステージ4」と同じ扱いとする。」と追記。
		追記	ステージ3における学生の入構及び施設利用について、※2「卒業・修了等に係る研究室での活動については、一部許可」と追記。
令和3年1月7日	『ステージ』	変更	「ステージ2 A」から「ステージ2 B」に変更。（1月8日付け）（1都3県に緊急事態宣言が発出されたに伴うステージの変更）
令和2年11月9日	『ステージ』	変更	「ステージ2」から「ステージ2 A」に変更。（11月9日付け）（「ステージ2」を「ステージ2 A」及び「ステージ2 B」の2段階に区分。）
	『授業』	変更	ステージ2 Aにおいて、「講義は、原則オンライン授業、演習・実験・実習等は必要に応じて対面により実施」から「授業（講義・演習・実験・実習等）は、対面及びオンライン授業」に変更。
	『学生の入構及び施設利用』	変更	ステージ2 Aにおいて、「図書館及びコモンス等の施設利用は、一部制限」から「図書館及びコモンス等の施設利用は、条件を付して許可」に変更。
	『学生の課外活動』	変更	ステージ2 Aにおいて、「原則禁止（オンライン上の活動は可）」から「条件を付して一部許可」に変更。
	『研究室での活動』	追記	ステージ2 A及びBにおいて、「感染状況に応じて、感染拡大の恐れのある建物への立ち入りを禁止」と追記。
	『附属学校園』	変更	ステージ1において、「原則、宇都宮市教育委員会からの指示に準ずる」から「感染の予防・拡大防止に最大限の配慮（通常登校）」に変更。
			ステージ2 Aにおいて、「原則、宇都宮市教育委員会からの指示に準ずる」から「感染の予防・拡大防止に最大限の配慮（通常登校又は登校制限）」に変更。
			ステージ2 Bにおいて、「原則、宇都宮市教育委員会からの指示に準ずる」から「感染状況に応じて登校制限」に変更。
	『一般の方』	変更	ステージ2 Aにおける公開講座、教員免許状更新講習、宇大未来塾、高大連携事業、UUカレッジ等について「対面によるものを中止」から「対面によるものを原則中止」に変更。
			ステージ2 Bにおける一般市民立入について、「一般市民は入構禁止。ただし早朝から午前7時30分までの散歩などは許可」から「一般市民は入構禁止」に変更。
令和2年9月7日	『学生の入構及び施設利用』	変更	ステージ2において、「自粛」から「一部制限」に変更。
	『学生の課外活動』	変更	ステージ2～5において、「禁止」から各ステージによって「原則禁止」又は「禁止」に変更。
	『学生の課外活動』	追記	ステージ2以降において、「オンライン上での活動を可とする」及び「「大人数での会食・飲み会等の禁止」と追記。
	『海外渡航』	変更	すべてのステージにおいて、「渡航自粛」又は「渡航禁止」から「原則、外務省の感染症危険レベルに準ずる」に変更。
	『一般の方』	変更	ステージ2における施設利用について、「禁止」から「原則禁止（公的な試験等に限り、条件を付して許可）」に変更。
令和2年6月22日	『出張』		ステージ2における国内出張について、「禁止」から「基本的な感染防止策を徹底したうえで可」に変更。
令和2年5月22日	『ステージ』	変更	「ステージ3」から「ステージ2」に変更。（5月25日付け）
	『学生の入構及び施設利用』	追記	ステージ3における、学生の施設利用に関する基準を追記。
令和2年4月17日	『ステージ』	変更	「ステージ2」から「ステージ3」へ変更。（4月20日付け）
	『出張』	追記	出張に関する基準を追記。
令和2年4月15日	『学生の入構及び施設利用』	追記	緊急事態宣言を受けた地域から通学する学生の取扱いについて追記。（ステージ2であっても、ステージ3と同じ扱いとする。）
	『研究室での活動』	追記	緊急事態宣言を受けた地域から通学する学生の取扱いについて追記。（ステージ2であっても、ステージ3と同じ扱いとする。）
令和2年4月9日	制定		